

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 5年 5月 26日

群馬県知事 山本 一太 殿あて



提出者 〒 376-0011
 住 所 群馬県桐生市相生町二丁目277番地
 氏 名 医療法人岸会 岸病院 院長 高木 正勝
 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
 電話番号 0277-54-8949

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

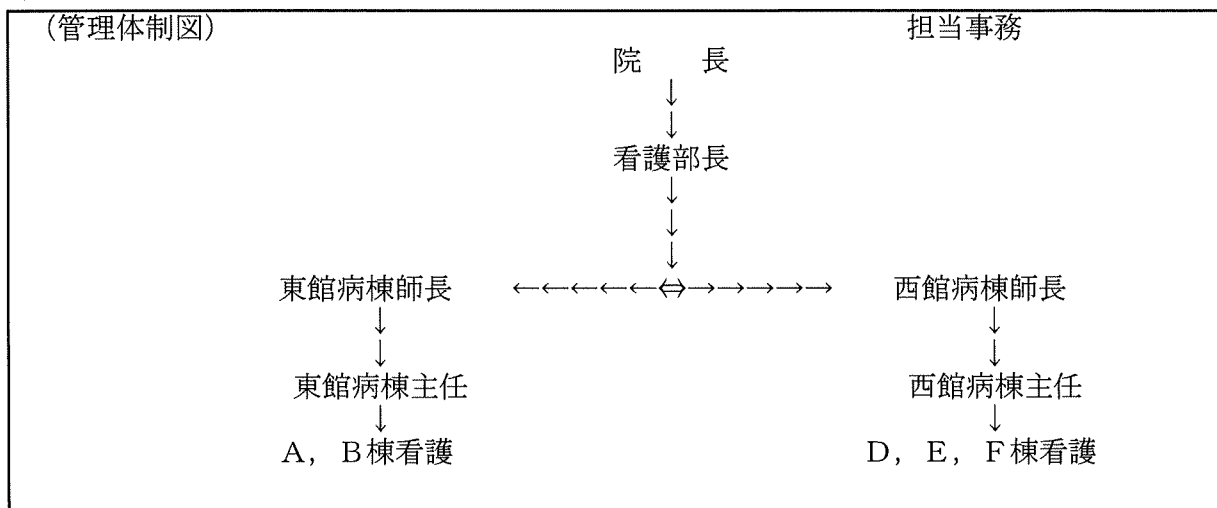
事業場の名称	医療法人 岸会 岸病院
事業場の所在地	群馬県桐生市相生町2丁目277番地
計画期間	令和 5年4月1日～令和 6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類：医療・福祉 中分類：医療業
②事業の規模	病床 286 床
③従業員数	183名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	5病棟より排出されたオムツ（糞尿）を、オムツ交換時にカートに備えられた廃棄用段ボールに詰め、交換終了後病院裏手の専用保管庫に収納。保管庫の収集は週に一度、収集業者により収集される。収集された段ボール箱は、処理業者に運ばれ焼却処理される。焼却後排出された灰は最終処分場にて埋め立て処理される。

（日本工業規格 A列4番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（2022年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	排出量	120 t	t
	(これまでに実施した取組) 再貼り付け可能なオムツ等を使用したり、大容量の尿取パッドを使用する等で、不要なオムツの排出を減らす努力をおこなっている。しかし、近年のCOVID-19の感染流行における外出・外泊の自粛や患者様の高齢化に伴い一人当たりのオムツ量は増大の一途である。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	排出量	140 t	t
	(今後実施する予定の取組) 平成29年以降、病棟・病床の削減により、入院患者数は減少したものの、施設等に対応困難となった認知症患者の占める割合の増加がは続き、現在入院中の患者様の高齢化・長期化・感染症関連廃棄物により前年度比、約1.1倍～1.2倍の伸びがある。(高齢に伴い尿量の減少がみられる為、やや低めに設定)。再貼り付け可能なオムツ等を使用したり、大容量の尿取パッドを使用する等で、少量の尿の場合パッドのみの交換を行い、オムツ本体の不要な排出を減らす努力を継続する。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	120 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	120 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) 排出量を抑えるため、オムツ内に尿取りパッドなどを入れ、少量の汚物の場合はオムツ本体の交換をせずに、内部のパッドのみの交換で済むようにしている。オムツ内の蒸れには注意している。			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	140 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>感染性廃棄物の内容が、入院患者様のオムツ(汚物)のため、年間排出増加量＝高齢患者様の人数にほぼ一致します。今後、更なる社会の高齢化に伴い当院の感染性廃棄物の排出量は増加する見込みである。しかし、平成29年度以降は病床数の削減により数字は伸びず、見込みを下回りました。本来ならば、精神科の特有の精神疾患患者の受け入れであれば、オムツの排出量は抑える事が可能であるが、近年の流れでは、介護施設等で手に負えなくなった、認知症の患者様の受け入れ要請が増加している為、病床数の減少は有るものの、増加を抑える事は困難な見通しである。更に、最近流行の感染症の予防や検査等に使用した、感染リスクの高い廃棄物の量が著しく増加傾向に転じているが、感染者の増加により、現状抑える術は無い状況</p>		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度(平成 年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		t
	(今後実施する予定の取組等)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及びその理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。